

6 指 第 3 4 3 号
令和6年4月24日

建設業関係団体の長 様

京都府建設交通部指導検査課長

仮締切堤設置基準（案）の改定について（通知）

令和6年3月29日付け国水治第263号により仮締切堤設置基準（案）が改定されました。

京都府建設交通部の土木工事に関しては土木請負工事必携において、国土交通省の仮締切堤設置基準（案）を準用しております。ついては、今回の改定に伴い、土木請負工事必携の13 仮締切堤設置基準（案）を改定しますので、参考に通知します。

なお、令和6年5月1日以降に仮締切を設置する工事より適用とし、府HPの該当部分を更新します。

<参考：主な改定内容>

- 「4. 仮締切の構造」における「4-2. 設計対象水位」について改定。
- 「5. 流下能力の確保と周辺河川管理施設等への影響」における「5-1. 堤防開削を伴う場合」について改定。

[土木工事共通仕様書（案）他／京都府ホームページ \(pref.kyoto.jp\)](#)

担 当	京都府建設交通部 指導検査課 指導係
電 話	075-414-5219